証券コード　7781
平成29年１月30日

株　主　各　位

東京都港区港南一丁目８番40号
A－PLACE品川６階
株式会社平山
代表取締役社長　平山善一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年２月13日（月曜日）17時までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年２月14日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区港南一丁目６番41号
品川クリスタルスクエア３階
フクラシア品川クリスタルスクエア３G会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．決議事項

第１号議案　吸収分割契約承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.hirayamastaff.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　吸収分割契約承認の件

当社と当社100％出資の子会社である平山分割準備株式会社は、平成29年３月１日（予定）を効力発生日として、当社のグループ管理事業以外の全ての事業を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととし、本件分割にかかる吸収分割契約を平成28年12月15日付で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約の内容についてご承認をお願いするものであります。

※平成29年３月1日をもって、当社は、「株式会社平山ホールディングス」に、平山分割準備株式会社は、「株式会社平山」に、それぞれ商号を変更する予定です。

１．吸収分割を行う理由

当社グループは「日本の製造業を支え、製造立国日本の繁栄に貢献する」を目的に、製造支援会社として、インソーシング、技術者派遣、コンサルティング事業等を展開して参りました。現在当社グループのサービスは、国内企業にとどまらず海外現地法人を通じて現地日系メーカー、ローカル企業へもそのサービスを拡大しております。

将来、更なる人材育成と製造技術・ノウハウの結集により新たな高付加価値のサービスを提供するグローバルオンリーワン企業になるために、①各事業が環境変化に迅速に対応できる体制構築と責任・権限の明確化、②ガバナンスの徹底、③意思決定の迅速化による企業競争力の強化などを目的として、当社はグループ経営体制を持株会社体制に移行することといたしました。

２．吸収分割契約の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社平山（以下、「甲」という。）及び平山分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、グループ管理事業以外の全ての事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社平山

住所：東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階

（乙）吸収分割承継会社

商号：平山分割準備株式会社

住所：東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階

第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

１．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

２．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

３．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第３条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する本承継対象権利義務の対価として乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

第４条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金　0円

(2) 資本準備金　0円

(3) その他資本剰余金　100,000,000円

(4) 利益準備金　0円

(5) その他利益剰余金　0円

第５条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年３月１日とする。但し、甲と乙は、合意によりこれを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）

１．甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。

２．乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。

第７条（競業避止義務）

甲は､本件分割後においても､本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（本契約の効力）
本契約は 、効力発生日の前日までに甲の臨時株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。
平成28年12月15日

（甲）東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階
株式会社平山
代表取締役社長 平山 善一 ㊞

（乙）東京都港区港南一丁目８番40号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川６階
平山分割準備株式会社
代表取締役社長 平山 善一 ㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年９月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
本件事業に属する以下の資産
(1) 流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産
現金及び預金、売掛金、商品、貯蔵品、前渡金、前払費用、繰延税金資産、その他流動資産等

(2) 固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産
建物、車両運搬具、工具、器具備品、リース資産、土地、除去債務対応資産、電話加入権、繰延税金資産、その他の投資等

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、未払費用、リース債務、賞与引当金、その他流動負債等

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期リース債務、退職給付引当金、長期資産除去債務、役員退職慰労引当金等

３．承継する契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関して甲が締結した、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号を除く。

(1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）

(2) 株式事務代行機関との間で締結した株式事務代行委託契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）

(3) 金融機関との間で締結した銀行取引約定書及び金融消費貸借契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）

(4) 甲が発行する有価証券の上場に関連して締結した上場契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）

(5) 従業員持株会との間で締結した事務委託契約

(6) グループ運営・管理部門に係る貸付契約（グループ間）、アドバイザリー契約、コンサルティング契約、法律顧問契約、税務顧問契約並びに、同部門に係るその他一切の契約（これに付帯又は関連する契約を含む。）

(7) システム部門に係るライセンス契約、プログラム使用許諾契約、保守契約、システム利用契約等（これに付帯又は関連する契約を含む。）のうち、グループ運営・管理部門の業務に関するもの

４．承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

５．承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

３．会社法施行規則第183条に定める内容の概要

（１）対価の相当性に関する事項

ア　対価の総数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は、承継会社の普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。承継会社は、当社の100%子会社であり、本件分割に際して、承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

イ　資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

①資本金	0円
②資本準備金	0円
③その他資本剰余金	100,000,000円
④利益準備金	0円
⑤その他利益剰余金	0円

（２）承継会社についての次に掲げる事項

ア　承継会社の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第183条第４号イ）

承継会社の成立の日における貸借対照表は、下記のとおりです。

貸　借　対　照　表

（平成28年12月５日現在）

（単位：百万円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	200	株主資本	200
現金及び預金	200	資本金	100
		資本剰余金	100
資産合計	200	純資産合計	200

イ　承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時決算書類等の内容（会社法施行規則第183条第４号ロ）

該当事項はございません。

ウ　承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第４号ハ）

該当事項はございません。

（３）当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第５号イ）

該当事項はございません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は第１号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年３月１日（予定）をもって、持株会社体制に移行する予定であります。

これに伴い、第１号議案が承認可決されること及び本件分割の効力発生を条件として、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）の一部を変更し、あわせて、平成29年３月１日にそれらの効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社平山と称し、英文ではHIRAYAMA　Corporationと表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社平山ホールディングスと称し、英文ではHIRAYAMA HOLDINGS Co.,Ltd.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は次の事業及びこれに附帯又は関連する事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
（１）～（31）（条文省略）	（１）～（31）（現行どおり）
（新設）	（32）　経営コンサルティング業務
（新設）	（33）　金銭の貸付及びこの斡旋、債務の保証・引受、各種債権の売買並びにファクタリング
（新設）	（34）　投資事業
（32）　（条文省略）	（35）　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	２　当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。
第３条～第48条（条文省略）	第３条～第48条（現行どおり）
（新設）	附　則　第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、平成29年３月１日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区港南一丁目６番41号
品川クリスタルスクエア３階
フクラシア品川クリスタルスクエア３G会議室
TEL 050－5265－4805

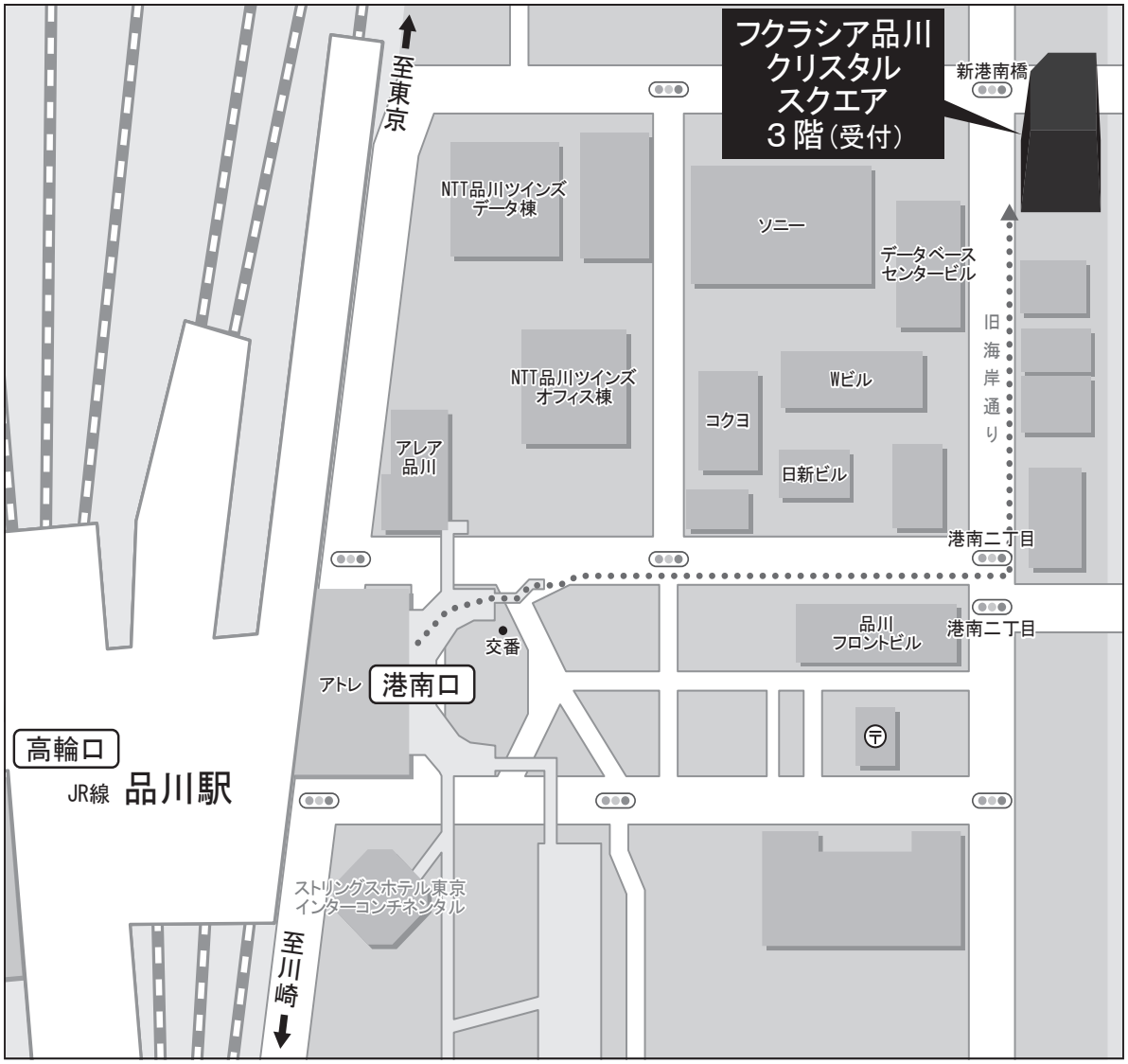

交通　ＪＲ品川駅　　港南口より　徒歩約12分
京浜急行品川駅　　徒歩約15分